



多分野連携を通じた 元気で持続可能なまちづくりに関する包括連携協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と慶應義塾大学スポーツ医学研究センター（以下「乙」という。）は、「元気で持続可能なまちづくり」の実現に向けて、身体活動を通じた多分野連携を基盤とし、地域課題の解決および豊かな市民活動の向上を図るため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互の知見と資源を活かしながら、関係者の協働・共創を進め、元気で持続可能な鹿沼市の実現を目指すとともに、乙の立場からは、身体活動促進に関する専門的知見を活かし、日本における多分野連携の推進にも寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の課題解決に向けた多分野連携の仕組みづくりおよび協働の促進に関すること
- (2) 市民が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりに関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

2 前項に掲げる事項の具体的な取組内容は、甲乙間で別途協議の上、定めるものとする。

3 甲および乙は、前項の取組を効果的・効率的に進めるため、相互に情報および意見の交換に努めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、連携事項等に関する協議および取組の過程において知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 本協定の終了後も、前項の義務は存続するものとする。

3 甲および乙は、本協定に基づく取組に際し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報やセンシティブな情報を取り扱う場合には、適切な目的のもと、必要最小限の範囲でこれを行うものとする。

（協力期間）

第5条 本協定の有効期間は、2025年9月1日から2028年3月31日までとする。ただし、甲または乙のいずれかが書面により申し出ない限り、1年ごとに自動更新されるものとする。

（成果の公表）

第6条 甲および乙が本協定に基づく連携事業に関連する研究成果等を外部に公表しようとする場合は、必要に応じて協議を行うものとする。

（市の事業における研究活用）

第7条 乙が甲の事業を研究目的で活用する場合は、甲の事前承認を得た上で実施し、当該事業により得られた情報は、研究目的以外には使用しないものとする。

（疑義の解決）

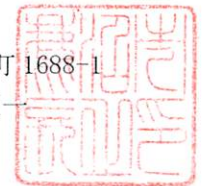
第8条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2025年9月1日

（甲）

栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市長 松井 正



（乙）

神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1
慶應義塾大学スポーツ医学研究センター
所長 石田 浩之

